第6次福島町総合計画 【概要版】

1. 計画策定の背景と目的

- ●本町では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、まちの将来像を示し、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や道の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。
- ●近年、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンや AI の普及等、さらなる高度化・デジタル化が進みました。その一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は令和2(2020)年から令和5年初頭にかけて医療や経済に深刻な打撃を与え、令和4(2022)年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、エネルギー・食料等において世界的なサプライチェーンに大きな分断を生んでいます。
- ●このような時代の潮流や世界的な動向に目を向けつつ、日本全体において、旅行・観光・ 宿泊業等では国内旅行やインバウンドの需要喚起、飲食業ではコロナにより落ち込んだ集 客の強化と従業員の確保、製造業では国内生産への回帰、テレワークによる多様な勤務形 態等、アフターコロナや世界の不安な情勢を踏まえつつ経済活動を持続できるよう様々な 取組が進められています。
- ●本町においても、これまで推進してきた施策・事業を検証してブラッシュアップを行い、 行政と住民とが手を携えて、まちの明るい未来を共に築くことが出来るよう、このたび「第 6次福島町総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。本町の産業、観光、医 療・福祉等が潤うことで、希望をもって豊かに住み続けられる地域社会が実現できるよう、 本計画の施策・事業を力強く推進していくこととします。

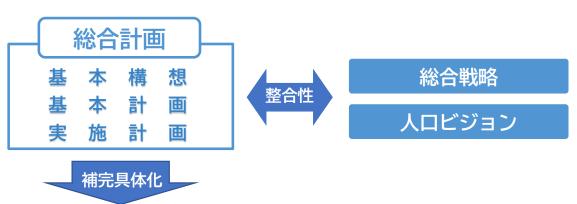
◆本町のこれまでの総合計画◆

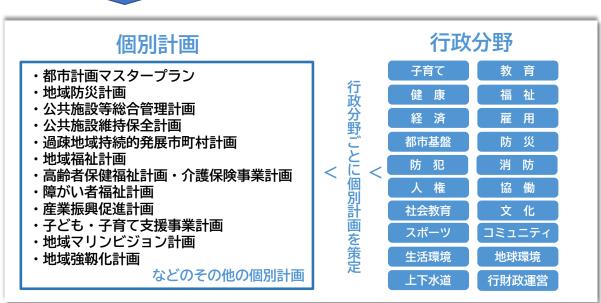
計 画 名	計画期間(年度)	
福島町総合開発計画	昭和 51 年~昭和 60 年	(1976年~1985年)
新しい福島町総合開発計画	昭和 61 年~平成7年	(1986年~1995年)
第3次福島町総合開発計画	平成7年~平成16年	(1995年~2004年)
第4次福島町総合計画	平成 18 年~平成 27 年	(2006年~2015年)
第5次福島町総合計画	平成 28 年~令和5年	(2016年~2023年)

2. 計画の位置付け

- ●本町では、地方版総合戦略・人口ビジョンとの整合を図りつつ、本計画を最上位計画と位置付けています。そのうえで、総合計画の基本構想を具体化するものとして、都市計画マスタープラン、地域防災計画、公共施設等総合管理計画等、行政分野ごとに個別計画を策定しています。
- ●策定背景や関係法令との関連、計画期間、対象等は様々ですが、各個別計画は、本計画を 補完具体化するものであり、相互に緊密な連携を図るものとします。

◆個別計画との関係性◆





3. 計画の構成と期間

- ●本計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の三層構造で構成します。
- ●「基本構想」と「基本計画」は、令和6 (2024) 年から令和13 (2031) 年までの8年間を計画期間とします。なお、「基本計画」については、必要に応じて中間年で見直しを行うこととします。
- ●「実施計画」は、令和6 (2024) 年度から令和9 (2027) 年度までの4年間を前期計画、令和10 (2028) 年度から令和13 (2031) 年度までの4年間を後期計画とし、毎年度ローリング方式により見直しを行うことで計画の実効性を高めます。

◆計画の構成と期間◆



令和6(2024)年度>>>>令和13(2031)年度

8年間

町の将来展望・まちづくりの目標・施策の基本方針・施策体系等、 本町が目指すまちづくりの基本的な方向を示します。



令和6(2024)年度>>>>令和13(2031)年度

8年間 ※中間年で見直し

基本構想を実現する基本的な施策の内容を示します。

実施計画

前期4年間

後期4年間

毎年度ローリング方式により見直し

基本計画に基づき、具体的に実施する事務事業の内容を示します。

4. 町の概況

■立地、自然

福島町は、渡島半島の南端にあり、面積は 187.25km²で、東は知内町、西は松前町、北は 大千軒岳(1,072m)を挟んで上ノ国町と接して います。

津軽海峡に面した海岸は、東の矢越岬から 西の白神岬まで、変化に富んだ美しい景観に 恵まれ、北海道最南端の道立自然公園に指定 されています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、道内では 比較的温暖な気候に恵まれています。

交通網としては、町内に函館市を起点とし た国道 228 号が幹線道路となっています。

公共交通機関として鉄道はなく、函館・木古内・松前間で路線バスが運行されています。



■沿革

町内各地から縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献では1189年(文治5年)に奥州藤原氏の一族が海を越え、定住したことに始まるとされています。

漁業を中心に、5つの村(福島村、白符村、宮歌村、吉岡村、礼髭村)が形成されていましたが、明治維新後、町村制の施行によって福島町と吉岡村になりました。その後、1955年(昭和30年)に福島町と吉岡村が合併し、現在の福島町が誕生しました。

1963年(昭和38年)には、北海道と青森を結ぶ青函トンネル工事が始まり、北海道側の工事基地となった本町は「トンネルの町」として工事とともに歩んできました。

1985年(昭和60年)の工事完了後は、イカやマグロをはじめとする沿岸漁業や、コンブやウニを中心とした栽培漁業、スルメ等の水産加工業を基幹産業としており、近年は陸上養殖アワビにも取り組んでいます。

また、本町は「第 41 代横綱千代の山」「第 58 代横綱千代の富士」の二人の横綱の出身地であり、「北海道女だけの相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」等の行事が行われ、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」を推進しています。

町内に「青函トンネル記念館」と「横綱千代の山・千代の富士記念館」があり、「道の駅 横綱の里・ふくしま」や「海峡横綱ビーチ」とともに、「トンネルの町」と「横綱の里」をシンボルとした観光・交流のまちづくりを進めています。

5. 町の強みと弱みを踏まえた対応について

◆町の強みと弱み◆

福島町の強み



●観光・文化:青函トンネル記念館、横綱千代の山・千代の富士記念館、海峡横綱ビーチ 岩部クルーズ、吉岡温泉 etc.

●特 産 品:スルメ、養殖アワビ、キタムラサキウニ、養殖コンブ etc.

●子育て・教育:高校生まで医療費無料・出産祝金の交付・子育て支援制度が豊富

青少年交流センター etc.

●地理的条件:津軽海峡や大千軒岳に囲まれた自然豊かな町

福島町の弱み



●人口の動向:総人口の減少、出生数の減少、高齢化の進行、

若者の転出超過

●住 環 境:買い物や通院が不便、交通の便が良くない

●就労・産業:雇用力の衰退、産業の後継者不足

(1) 町の活性化に向けた対応

- ○漁業や水産加工業をはじめとする町の基幹産業の持続可能性を高めるため、新規就労者 や後継者の育成、特産品のブランド化や販路拡大の取組を支援する必要があります。
- ○観光業の振興をはじめ、町の魅力の発信、拠点施設の整備、イベントの開催等により、関係人口・交流人口の創出・拡大と人口増につながる施策を展開する必要があります。
- ○少子化に歯止めをかけるため、結婚から子育てまでの切れ目ない支援の充実や若者向け の就労の充実等により、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 持続可能なまちづくりのための対応

- ○いつまでも暮らし続けられる地域のため、助け合い・支え合いの心による地域福祉活動 を推進する必要があります。
- ○安全・安心の暮らしを守るため、インフラの強化や公共交通網の維持、医療・介護体制の 充実、防犯・防災体制の強化等、まちの基盤の維持・充実に努める必要があります。
- ○Uターン・I ターンの定住に向け、若者から高齢者まで世代を問わない雇用の確保とテレ ワークやサテライトオフィス等の多様な就労形態が行える環境整備が求められます。
- ○行政と関係機関、各種団体、地域住民が協働して、町の将来を考え、そのビジョンの達成 のために協働して取り組めることを積極的に行っていく必要があります。

基本構想

1. 町の将来展望

(1) 町の目標人口

- ●全国的な人口減少の中において、地方都市である本町の人口減少も避けられるものでは なく、町として適正規模を維持しながら緩やかな人口減少を受け入れていきます。
- ●本計画が終了する令和 13(2031)年時点で 2,600 人以上が暮らすまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの目標と推進テーマ

- ●本計画により福島町が目指すまちづくりは、まちづくり基本条例第3条に掲げる「5つのまちづくりの目標」によって進められており、本町が目指す普遍的な目標として定められています。
 - (1)健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
 - (2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。
 - (3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
 - (4) 知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。
 - (5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。
- ●前計画では、「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島 〜継承・変革・創造〜」をまちづくりのテーマに掲げて、その実現に向けた5つの基本方向に基づいた施策の展開を進めてきました。
- ●本計画では、推進するテーマとして「自然と人が織りなす "幸せ実感コンパクトな町" ~ 持続可能なまち「ふくしま」を共に創る~」を掲げ、町の強みを活かしながら、誇りある 郷土の明日を切り拓いていきます。

本計画を推進するテーマ

自然と人が織りなす "幸せ実感コンパクトな町" ~持続可能なまち「ふくしま」を共に創る~

2. 施策の基本方針

「5つのまちづくりの目標」の実現に向けた施策の基本方針を以下に掲げます。

《基本方針 I》 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり

- ◆豊かな自然の恵みを地域資源として生かす産業の活性化を推進します。
- ◆特産品・地場産品の商品力の向上や観光誘客、情報発信の強化により観光振興を図ると ともに、町の関係人口・交流人口の獲得にもつなげます。
- ◆地方創生の流れに沿って、本町における新たな起業・創業を支援するとともに、雇用の場の創出のため企業誘致にも努めます。
- ◆産業関連団体や事業者への支援により人材育成に努めるとともに、事業の継承者の育成 にも取り組みます。

《基本方針Ⅱ》 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり

- ◆次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、妊娠~出産~乳幼児期~学童期とライフス テージに応じた様々な支援を行います。
- ◆デジタル社会に対応した教育環境の整備や地域と一体になった学校教育の充実に努めます。
- ◆子どもが犯罪等に巻き込まれずに健やかに育つよう、青少年健全育成体制の充実を図ります。
- ◆あらゆる世代の住民が生涯学習や生涯スポーツ活動に取り組める環境の整備や既存施設 の効果的な活用に努めます。
- ◆地域文化の継承として、伝統文化活動や文化財の保存活動を支援します。
- ◆本町にゆかりのある人や町外の地域とのつながりにより、住民間の交流や地域の活性化 を図ります。

《基本方針Ⅲ》 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

- ◆適切な医療体制を整えつつ、各種健(検)診や健康に関する情報提供、保健指導等により 健康づくりや食生活の改善を推進します。
- ◆高齢者、障がいのある人、子ども・子育て家庭等に対して福祉施策の行き届いたまちづ くりを目指します。

- ◆自助・共助・公助の観点からの助け合い・支え合いの精神に基づく地域福祉活動の充実 を図ります。
- ◆人権教育による互いを認め合えるまちづくりを進めるとともに、男女共同参画社会の実 現に向けた取組に努めます。

《基本方針IV》 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり

- ◆道路・橋梁・水道や公共施設等の生活基盤について適切な維持管理に努めます。
- ◆災害への備えや防災体制等の充実を図ります。
- ◆公共交通網、道路網の維持保全等、生活の利便性と住環境の向上に努めます。
- ◆関係機関と連携しながら、第2青函トンネル構想の実現に向けた取組を推進します。
- ◆循環型社会の形成及び地球温暖化対策に取り組み、環境に優しいまちづくりを進めます。
- ◆日常生活を脅かす事故や犯罪等の防止に努めます。

《基本方針V》 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

- ◆地域コミュニティの活性化と住民交流の促進に努めるとともに、情報公開や意見交換等 を積極的に進め、住民との協働によるまちづくりを進めます。
- ◆町の魅力の情報発信や移住・定住に関する様々な支援、空家の利活用等により、移住・定 住を促進します。
- ◆持続可能な地域社会を実現するため、SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)を意識したまちづくりを推進するとともに、町民に対して理解と周知に努めます。
- ◆行財政の健全な運営ため、業務効率化や財政シミュレーションの実施、効果的な広域連携を推進することにより、持続可能な財政運営と行政サービスの充実に努めます。

3. 計画の施策体系

まちの将来像の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGs の視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

基本構想		基本計画	
まちづくりの	基本方針 I 産業を活性化し、 地域資源を生かす まちづくり	1-1 水産業の振興 1-2 農林業の振興 1-3 観光業の振興 1-4 商工業の振興 1-5 就労・創業支援の充実	
自然と人が織りなす "幸せ実感コンパクトなる。まないを認めくり」 基本方針II 次なする。 基本方針II 次ながある。 基本方針II 次ながある。 基本方針II 次のである。 基本方針II などのである。 基本方針 などのである。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。 基本方式を含まる。	次世代を育成し、 つながり、学び合う	2-1 子育で支援の充実 2-2 教育環境の充実 2-3 生涯学習の推進 2-4 スポーツの振興 2-5 地域文化の振興と継承	
	福祉・医療が充実し、 互いを認め合える	3-1 高齢者福祉の充実 3-2 障がい者福祉と社会保障の充実 3-3 健康増進と保健・医療の充実 3-4 人権意識の高揚と男女共同参画の実現	
	生活基盤が安定し、 安全安心に暮らせる	4-1町の基盤整備の推進4-2防災・消防体制の充実4-3土地利用と自然環境の保全4-4環境衛生の充実4-5生活基盤の確保4-6生活安全の確保4-7地域生活を支える取組の推進	
	一人ひとりが協働し、 持続可能な	5-1 協働のまちづくりの推進 5-2 地域間交流の促進 5-3 移住・定住の支援 5-4 情報発信の充実 5-5 行財政運営の推進 5-6 広域行政の推進	

基本計画

Ι

産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり

1-1. 水産業の振興











■施策の目的

- ◎「育てる漁業」を中心に、前浜資源を守り育て、安定的に生産できる漁業をめざします。
- ◎水産物のブランド化や加工品としての利用拡大により、付加価値を高めます。

1-2. 農林業の振興











■施策の目的

- ◎各作物の収穫量を安定させ、町内消費拡大と町外への販路拡大を図ります。
- ◎適切な管理体制の継続に努めながら、森林資源を適正に管理していきます。
- ◎特用林産物の振興推進により、所得の安定・向上を図ります。

1-3. 観光業の振興







■施策の目的

- ◎「横綱の里」や町内の観光資源を積極的にPRし、町内への観光や立ち寄りを増やします。
- ◎観光資源の魅力を高めて来訪者の満足度を高め、観光誘客につなげます。
- ◎外国人観光客への対応等、国際化に対応したまちづくりを進めます。

1-4. 商工業の振興









- ◎商工業者の所得向上に向けた取組を支援します。
- ◎町内の消費拡大と町外への販路拡大に向けた取組を推進します。

1-5. 就労・創業支援の充実









■施策の目的

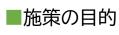
◎人材を「人財」に高める取組や、基幹産業の担い手育成や起業支援、企業誘致等により、 町の活性化や雇用拡大につなげます。

Ⅲ 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり









◎地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図ります。

2-2. 教育環境の充実













■施策の目的

- ◎生きる力と確かな学力の定着をめざし、子どもたちが自ら進んで学習に取り組む意識の向上に努めます。
- ◎教職員の資質の向上や指導体制の充実に努め、学習内容の理解度の向上に努めます。
- ◎地域の特色を活かした安全・安心でおいしい給食の提供と食育の推進に努めます。
- ◎福島商業高等学校の魅力が高まるよう、支援に取り組みます。
- ◎子どもが健やかでたくましく成長できるよう、町民ぐるみで支援を行います。

2-3. 生涯学習の推進





- ◎町民一人ひとりの生涯学習活動を支援するために必要な体制を維持・充実します。
- ◎子どもから大人まで読書に親しんでもらえるよう、読書活動を推進します。

2-4. スポーツの振興



■施策の目的

- ◎ライフステージに応じた体力・健康づくりに親しめるよう、生涯スポーツを推進します。
- ◎スポーツを安全かつ快適に楽しめるよう、スポーツ関連施設の適切な維持管理に努めます。

2-5. 地域文化の振興と継承





■施策の目的

- ◎文化芸術の振興により町民の生活に潤いと安らぎをもたらすよう努めます。
- ◎町の貴重な文化財を保存し、次世代へと継承します。

福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

3-1. 高齢者福祉の充実









■施策の目的

Ш

◎高齢になっても安心して生活し続けられる地域体制づくりに取り組みます。

3-2. 障がい者福祉と社会保障の充実









- ◎障がい者の自立と社会参加の実現に向けて障がい福祉サービス等を充実します。
- ◎要保護世帯に対して経済的な自立に向けた支援を行います。
- ◎国民年金、国民健康保険等の社会保障制度について周知し、理解を促します。

3-3. 健康増進と保健・医療の充実



■施策の目的

- ◎町民が健康づくりに主体的に取り組む意識を高め、健康づくり活動を支援します。
- ◎各種がん検診や特定健診への受診を促し、病気の早期発見に努めます。
- ◎医療機関等、関係機関と連携し、地域の医療環境や救急医療体制の確保維持に努めます。

3-4. 人権意識の高揚と男女共同参画の実現



■施策の目的

◎基本的人権が守られ、性別や人種、個々の状態等に関わらず、誰もが尊重される地域社会の実現をめざします。

IV

生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり

4-1. 町の基盤整備の推進



- ◎町民や来訪者が自然に親しめる場として、町内の公園等を適切に管理します。
- ◎水道の管路や関連施設を計画的に更新、整備しながら経営の健全化に努めます。
- ◎排水・し尿処理を適切に行える環境づくりを進め、清潔な生活環境づくりを進めます。
- ◎国道や道道については、国や道に早期整備や適切な維持補修を要請します。
- ◎町道や町が管理する橋については、緊急度を考慮しながら、整備や維持補修に努めます。
- ◎除雪を適切に行い、冬の道路環境を安全に保てるよう努めます。
- ◎公共施設・庁舎等について適切な維持管理に努めます。
- ◎火葬施設や墓地公園の適切な維持管理に努めます。
- ◎町営住宅等について適切な維持管理に努めます。

4-2. 防災・消防体制の充実



■施策の目的

- ◎町民の自然災害への意識を高め、防災や減災に向けた取組を進めます。
- ◎治山や治水に関する取組により、災害の未然防止に努めます。

4-3. 土地利用と自然環境の保全



■施策の目的

- ◎土地の公益性を尊重しつつ、長期的な視点を持ち、秩序ある土地利用を進めます。
- ◎増加の傾向にある自然災害が発生しにくい、また、発生しても拡大につながらない、安全性の高い土地利用を進めます。
- ◎地域における貴重な自然環境を適切に管理保全します。
- ◎生物多様性や持続可能性等を踏まえ、環境やそこにすむ生物にできるだけ負荷をかけない 環境保全に努めます。
- ◎河川の水質監視や町民への意識啓発により、排水やごみ等が環境悪化につながらないよう 対策に努めます。

4-4. 環境衛生の充実





■施策の目的

- ◎町民の協力を得ながら清掃活動を定期的に行い、きれいなまちを保ちます。
- ◎ごみの分別や減量・リサイクルにつながる取組を進め、資源循環型社会を推進します。

4-5. 生活基盤の確保



- ◎路線バスの存続や利便性の向上について、関係機関や関連自治体と連携し対策を講じます。
- ◎デマンドバスにより町民の移動の利便性を高めます。
- ◎デジタル化に伴う通信環境の充実を図ります。

4-6. 生活安全の確保



■施策の目的

- ◎交通安全意識を高めるとともに、交通事故が起こりにくい環境づくりを進めます。
- ◎防犯意識を高めるとともに、警察等の関係機関と連携して犯罪の発生を未然に防ぎます。

4-7. 地域生活を支える取組の推進





■施策の目的

- ◎地域住民同士の支え合いや行政のサポートにより、住み慣れた地域でいつまでも安心して 生活できる環境づくりに取り組みます。
- ◎平時・災害時の見守り体制を強化します。
- ◎権利擁護のための成年後見制度の利用促進に努めます。
- ◎高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

5-1. 協働のまちづくりの<u>推進</u>





■施策の目的

- ◎町民の自主的なコミュニティ活動を支援します。
- ◎「まちづくり基本条例」に基づき、町民の参画と協働によるまちづくりを進めます。

5-2. 地域間交流の促進



■施策の目的

◎本町とゆかりのある地域や人との縁を大切にしながら交流を図り、地域の活性化に結びつけます。

5-3. 移住・定住の支援









■施策の目的

- ◎住宅建設や空き家の活用促進等に努め、移住・定住に向けた環境づくりを進めます。
- ◎「福島町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅の適切な維持管理に努めます。

5-4. 情報発信の充実





■施策の目的

- ◎「まちづくり基本条例」の理念を基に、町民の参画と目的意識の共有を図るため、広報・ 広聴の充実に努めます。
- ◎「広報ふくしま」や町ホームページ等により、わかりやすく内容の充実した情報発信に努 めます。

5-5. 行財政運営の推進





■施策の目的

- ◎限られた人員と予算の中で、効率的かつ機能的に行政運営が行えるよう努めます。
- ◎町民が親しみやすい役場づくり、迅速で親切な窓口対応に努めます。
- ◎財政計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行います。
- ◎財政運営の状況について、町民に分かりやすく公表します。

5-6. 広域行政の推進





- ◎町単独では効率的でない事業に対して、近隣自治体等と共同して広域行政に取り組みます。
- ◎町単独では解決しがたい課題に対して広域連携により取組を進めます。
- ◎第2青函トンネル構想の実現をめざす取組を推進します。